平成２６年（フ）第２号
沖縄県石垣市字平得316番地１
債務者　宮良　美佳
１　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２６年（フ）第９号
秋田県由利本荘市薬師堂字谷地240番地10　ハイムグリーンロードＪ号
債務者　齊藤　和美
１　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第１０号
秋田県由利本荘市岩城勝手字烏ヶ森25番地286
債務者　佐々木照子
１　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第２９号
茨城県取手市青柳438番地２　シェル青柳Ａ201号、前住所千葉県印旛郡栄町安食２丁目７番地３　パークサイドイシイＡ―202
債務者　高田　雅裕
１　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
茨城県龍ケ崎市大徳町3796番地の８
債務者　鬼澤　　勝
１　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
茨城県牛久市南２丁目29番地16　牛久ロイヤルヴィラＣ101号室
債務者　蔭山　陽子
１　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
茨城県守谷市本町32番地の122　県営８―２―１
債務者　高橋　美和（旧姓小島）
１　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
長野県飯田市鼎中平3206番地１　戸崎コーポ102号
債務者　近藤　基子
１　決定年月日時　平成26年４月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第２９号
長野県飯田市中村1020番地７
債務者　伊藤　賢治
１　決定年月日時　平成26年４月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第３１号
長野県飯田市中村1020番地７
債務者　伊藤　裕子
１　決定年月日時　平成26年４月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第１００号
兵庫県尼崎市武庫之荘４丁目28番７号グリーンルーム３号館107号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘５丁目23番41号
債務者　石川　貴浩
１　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５７号
兵庫県西宮市上田西町１番11号ドルトワールヒロ上田西町29号室
債務者　向田　元気
１　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８３号
兵庫県尼崎市蓬川町302番地の15ザ・ガーデネスクシティブライト館101、前住所兵庫県尼崎市東難波町５丁目７番14―505号
債務者　棚橋　弘幸
１　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３５８号
佐賀県佐賀市神野東２丁目８番20―101号　リアンサントア
債務者　本庄　　真
１　決定年月日時　平成26年４月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３３号
佐賀県佐賀市西田代１丁目４番14号　ブルージュハイムⅡ26号
債務者　設樂　亮太
１　決定年月日時　平成26年４月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７１号
佐賀県佐賀市神野西２丁目５―11　エクロージョン98―103号、住民票上の住所佐賀県藤津郡太良町大字大浦丙790番地３
債務者　赤木　　卓
１　決定年月日時　平成26年４月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係